

「知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
第二条	<p>「人民法院は、公平原則と誠実信用原則に基づき、当事者の証拠保有状況、挙証能力、主張された事実の発生可能性等の要素を総合的に考慮した上、知的財産権に係る民事訴訟の当事者に対して、関連証拠を提出するよう要求することができる。」と規定されるうち、「知的財産権に係る民事訴訟の当事者に対して」について「立証責任のある」を追加し、「知的財産権に係る民事訴訟の立証責任のある当事者に対して」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「人民法院は・・・関係証拠を提出するように要求することができる」とありますが、関係証拠を提出する当事者が「立証責任のある」当事者であることを明確に規定すべきと考えます。</p>
第三条	<p>「専利権侵害紛争が・・・製造方法の発明専利に係る場合、権利者は以下の事実を挙証により証明しなければならない。」と規定されるが、同条に規定される各号の事実をいずれも満たすことを明確にいただくことを要望いたします。</p> <p>具体的には「利者は以下の事実を挙証により証明しなければならない。」について「全ての」を追加し、「利者は以下の全ての事実を挙証により証明しなければならない。」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>同条の規定される各号の事実について、いずれかを挙証するのか、全てを挙証するのか不明確です。</p> <p>全てを挙証することが必要であることから、それを明確するよう規定すべきと考えます。</p>
第三条	<p>「専利権侵害紛争が新製品ではない製造方法の発明専利に係る場合、権利者は以下の事実を挙証により証明しなければならない。」と規定されるうち、「新製品ではない」について削除することを要望いたします。</p>	<p>「新製品ではない製造方法の発明専利」と規定されるが、「新製品」とはどのようなものを指すのか意味不明です。既存の製品でも製造方法を新規に開発して信頼性を向上しコスト削減するような製造方法の専利もあるので、「新製品ではない」は削除すべきと考えます。</p>
第三条	<p>「(一) 被疑権利侵害者が製造した製品と専利方法で製造された製品とが同一製品に該当すること」と規定されますが、「同一製品」とはどこまでの範囲を同一として指すのか不明瞭な用語です。</p>	<p>「同一製品に該当」とありますが、「同一」の範囲が曖昧なので規定として適切ではありません。</p> <p>また、最終的に異なる製品であっても、途中の製造工程が同一である場合が</p>

	<p>また、「同一製品に該当」しなくても、同一の製造方法の専利発明を使用するばあいもあるので、記載が適切ではありません。</p> <p>よって（一）は削除いただくことを要望いたします。</p>	<p>あります。例えば、半導体素子とディスプレイ素子は異なる製品でも製造工程では同一の製造方法を用います。それらの工程に係る同一の製造方法の専利発明の場合は、「同一製品に該当」の限定があるため、当該規定ではカバーできません。</p> <p>「同一製品に該当」するかどうかは本質的なことはないので、（一）は削除すべきと考えます。</p>
第四条	<p>「被疑権利侵害者が提供した被疑権利侵害商品、製品の供給源に係る証拠が、その合理的な注意義務の程度に相当するものである場合」と規定されるうち、「その合理的な注意義務の程度に相当する」は意味する内容が不明瞭であるので、明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「その合理的な注意義務の程度に相当する」とは何を意味するのか理解が困難であるので、明確な規定にすべきと考えます。</p>
第八条	<p>「自らまたは他人に依頼して、通常の購入者の名義で被疑権利侵害者から権利侵害物品を購入することで取得した実物、手形等は、・・・証拠として使用することができる。」と規定されるうち、「通常の購入者の名義で」の意味する内容が不明瞭であるので、明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「通常の購入者の名義で」について、如何なる名義が通常なのかどうか不明瞭であることから、明確に規定されるべきと考えます。</p> <p>少なくとも架空名義を含むべきではないと考えます。</p>
第八条	<p>「被疑権利侵害者が他人の行動に基づいて権利侵害の故意を生じ、かつ、知的財産権侵害行為を実施することで形成された証拠は、・・・証拠として使用することができる。」と規定されるうち、「被疑権利侵害者が他人の行動に基づいて権利侵害の故意を生じ」の意味する内容が不明瞭であるので、明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「被疑権利侵害者が他人の行動に基づいて権利侵害の故意を生じ」の意味するところが不明瞭であることから、明確に規定されるべきと考えます。</p>
第九条 関連： 第十条 第十一条	<p>「中華人民共和国の領土外で形成された証拠が次のいずれかの状況に該当する場合であって、・・・当該証拠が認証手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てたときは、人民法院はこれを支持しない。」と規定されるうち、「認証手続」とはどのような手</p>	<p>「認証手続」については例示もなく何を指すのか不明瞭です。第十条には「公証、認証等の証明手続」、第十一条には「公証、認証またはその他証明手続」と規定されていますが、この「証明手続」との相違があるのであれば、それを明確</p>

	<p>続に該当するのか不明瞭のため、明確に規定いただくことを要望いたします。</p> <p>特に、第十条には「公証、認証等の証明手続」、第十一条には「公証、認証またはその他証明手続」と規定されており、これら「証明手続」と「認証手続」の違いが理解できるように、「認証手続」とはどのような手続に該当するのか明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>にするように、どのような手続が「認証手続」に該当するのか明確に規定すべきと考えます。</p>
第十条	<p>「(二) 公的に、または、公的なルートから取得できる公開されている出版物、専利検索文献等」と記載されるうち、「専利検索文献」とあるが不明瞭なので、単に「専利文献」と規定することを要望いたします。</p>	<p>「専利検索文献」との記載は一般的ではないと思われます。特許公報等を指すのであれば、「検索」と記載することは不要で、単に「専利文献」との規定で良いと考えます。</p>
第十六条	<p>「人民法院が保全措置を講じた証拠について、知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、勝手に証拠の実物の解体・取替え、証拠材料等の改ざん、証拠保全時の本来の様子を破壊したりし場合」と規定において、「知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、勝手に」については、「知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、直接的又は間接的に、勝手に」<u>と修正いただくことを要望いたします。</u></p>	<p>「知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、勝手に・・・破壊」する場合、当事者が直接的に行うだけではなく、第三者に依頼して破壊等をする場合も想定されます。このような場合も明確に規定に該当させるべきであることから、「知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、勝手に」については、当事者から依頼された者から依頼された者が破壊等を行った場合も明確に含むように、「直接的又は間接的に」を追加すべきと考えます。</p>
第四十四条	<p>「知的財産権に係る民事訴訟の他方当事者が、証拠取得の手段が行政管理性規定に違反したことのみを理由として」と規定されるうち、「行政管理性規定」とはどのような規定を指しているか不明です。明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「行政管理性規定」の指す規定が不明であるので、明確に規定すべきと考えます。</p>
第四十七条	<p>「公証申立人と公証された事項とは利害関係がないこと、公証機関が地域を跨いで公証を行った等の手続上の瑕疵を理由として」と規定されるうち、「公証申立人と公証された事項とは利害関係がない」とは如何なる関係を指しているのか不明瞭です。明確に規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「公証申立人と公証された事項とは利害関係がないこと」の意味する内容が不明瞭であり、明確に規定すべきと考えます。</p>

(以上)